

答申第 274 号

平成 17 年 7 月 25 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 6 月 14 日付けで諮問された情報公開課に係る事務分担表不存在の
件(諮問第 225 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、平成9年度から11年度までの情報公開課の事務分担表は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成14年5月27日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、平成9年度から11年度までの情報公開課の事務分担表（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、知事は、平成14年6月6日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成14年6月10日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

知事は、本件行政文書は存在しないとして、公開拒否決定をしたが、本件処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

4 実施機関（県民部情報公開課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

事務分担表は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第9条別表により1年保存とされている。したがって、平成9年度から11年度までの事務分担表は、保存期間満了により既に廃棄されているため、存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会

審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

当審査会において、規則を確認したところ、規則第 9 条第 2 項は、行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならないと規定しており、別表で、「事務分担表」は「1 年保存とするもの」の行政文書の類型の欄に記載されている。

したがって、本件行政文書の保存期間は 1 年であることが認められ、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 6 月 14 日	諮問書を受理
6 月 21 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 26 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 28 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 4 月 11 日 (第 45 回部会)	審議
5 月 24 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
6 月 6 日 (第 47 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年7月25日現在)(五十音順)